

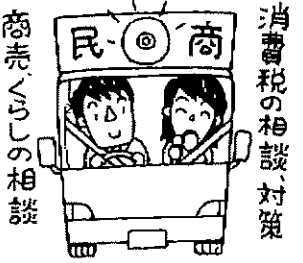
差押え予告を解除、換価の猶予が承認される 長岡民商と年金事務所の交渉によって

長岡民商と年金事務所の交渉によって、厚生年金を滞納している事業所に出された売掛金の差押え予告が解除され、滞納分を分割して納める「換価の猶予」が認められました。

1月下旬、会外のAさん（仮名）の事業所より、「年金事務所から取引先に売掛金差押え予告が届いた。相談に乗ってほしい」との電話がありました。翌日、民商事務所にて詳細を聞くと、A事業所は資金繰りが非常に苦しく、6月分より厚生年金保険料の滞納があるとのことでした。資金繰りが困難していることを説明し、それでも支払う意思があることを訴えながら年金事務所と分納の話し合いを行ってきましたが、年金事務所は『この支払い方では分納誓約書を受け取れない』との態度を崩しませんでした。そして、年金事務所は話し合いを打ち切るかのようにA事業所の取引先に差押え予告を送り、「指定期日までに滞納分全額を納付しない限り、売掛金を差し押さえる」と通告。「納税緩和措置」のていねいな説明もなく、まさに「差押えありき」の強権的な徴収としか言いようがありません。

5人で年金事務所との交渉に臨む
相談を受けた長岡民商はAさんに会員になってもらい、差押え予告の解除と「換価の猶予」の承認を求め、A事業所とともに年金事務所と交渉することとしました。

青木新商連事務局長より「交渉では分納額が重要となる」とアドバイスを頂き、交渉前の準備でこれを確認。Aさん、Bさん（仮名）、A事業所の事務担当、花澤政晴長岡民商会長、星野事務局、金内事務局長の5人で年金事務所を訪れ、交渉しました。その結果、差押え予告が解除さ



消費税の相談、対策
商売、くらしの相談

れるかどうかは不明であるものの、「換価の猶予」申請書は受理されました。

翌日、A事業所は年金事務所から様々な書類の提出を求められるとともに、書類の不備の修正を求められるなど大変な思いもしましたが、対応に当たった職員（従来担当の2人とは別の職員）から「必ず納めるという意思が伝わった。差押え予告の解除を上司に進言する」との言葉を引き出しました。そして先日、A事業所より、差押え予告の解除と「換価の猶予」の承認の書類が届いたとの連絡がありました。非常に嬉しい報告でした。

税金・国保・年金等の滞納 民商に相談を
一度発生した税金・保険料は、原則として、納付しない限り消滅しません。滞納を放置すると、やがて差押えなどの滞納処分を受けることとなります。



滞納処分といえども憲法第25条（生存権）の保護の下で行われなければなりません。しかし、これに反した滞納処分も行われていきます。税金・国保料・年金保険料を滞納し、納付できない場合、「滞納処分」にいかに対処するか「が問題ですが、差し押さえをさせないことが最も重要です。税務署や役所からの督促状などは、放置せず、必ず確認し、民商の仲間に相談しましょう。

「換価の猶予」ってどんな制度?

- ①業績不振等の資金難により分納を求める際に活用できる。徴収の猶予制度の要件とされる特別な事情がなくとも利用し得るため、すべての滞納者が検討すべき制度。
- ②ただし、猶予を申請する権利はない。認められない場合も不服申し立てはできない（役所の職権によるため、認められる場合は限定的）。
- ③「納税についての誠実な意思」が求められる。猶予期間内に滞納分及び今後発生する分を完納することが求められる。
- ④督促状発布後の滞納を前提にした分納制度。差押え前でも利用可能。
- ⑤換価処分（公売）が禁止される。等

詳しい内容は「税金・国保・年金滞納対策」を参照してください。